

安全運行のための基本的なルールを守ろう！

2016/02 瀧澤・佐藤事務所

長野県軽井沢のバス事故は、乗員・乗客41人中、運転手2名を含む15人が死亡する痛ましい事故となってしまいました。事故を起こしたバス運行会社は、運転手の乗車前の健康状態を確認する点呼を怠り、運行指示書にないルートでの走行をしていました。さらにこの会社は、運転手らと労使協定（36協定）を結んでいませんでした。

安全運行のための基本的なルールを無視した状態で起こった今回の事故は、起こるべきして起こったと言ってもいいかもしれません。

同じ自動車運送業の中で起こってしまった、この痛ましい事故を教訓にして、私たちはさらなる安全運行を心掛けていかなければいけません。そのためには基本的なルールを守ることが大切です。運送業は、法令を遵守し営業することは大変に難しいことではありますが、安全運行に必要なルール・法令を見直し、安全に対する高い意識を持ちながら、日々の業務に当りましょう。

《事業者が行わなければいけない基本的なこと》

○点呼記録簿

- ・運行管理者の確認印があるか
- ・点呼時刻は、正しく記入し、運転日報との整合性をとる

○運転日報（乗務等の記録）

- ・休憩の場所と時刻を記録しているか
- ・貨物（積荷）の積み付け状況を必ず記入

○変更届

- ・役員の変更届など最新の状態になっているか

○法定点検の記録

- ・3カ月点検の計画表とその実績を書き込んだ書類があるか

○36協定

- ・残業時間の枠は、最大限にとっているか

◇1日	7時間
◇2週間	52時間
◇1カ月	97時間
◇1年間	1,171時間

○運転者への指導・監督

- ・計画表は作成されているか
- ・記録には、実施年月日・時間・実施場所・実施者名・出席者名・指導内容が記入されているか

◇運転者への指導・監督の11項目

- ①トラックを運転する心構え
- ②運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項
- ③トラックの構造上の特性
- ④荷物（貨物）の正しい積載方法
- ⑤過積載の危険性
- ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧危険の予測及び回避
- ⑨運転者の運転特性に応じた安全運転
- ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因、及びこれらへの対処方法
- ⑪健康管理の重要性

《改善基準告知違反は、国土交通省の監査の対象になります》

改善基準告知違反があり、監督署からの通報を受けた場合、監査を受ける前に適正化指導員が巡回指導を行い、早期に違反状況を改善する仕組みがあります。ただし、重大事故や悪質な違反を起こした時には、巡回指導を介さずに、国土交通省の抜き打ち監査が実施されます。

①労働基準監督署の調査

②適正化実施機関の巡回指導

- ・改善基準違反をチェック
- ・違反があれば、改善期間を設定し報告する
- ・改善し、『適』となれば以下の監査はありません・・・『不適』の場合は・・・

③国土交通省の監査